



平成27年5月27日

各 位

会 社 名 鬼怒川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 関山 定男
コード番号 5196 (東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高橋 昭夫
電 話 043-259-3113

内部統制システムの構築一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、内部統制システムの整備について、下記のとおり一部を改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

これは「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び、「会社法施行規則等の一部改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことやコーポレートガバナンスの更なる向上を図るために、改定したものであります。

記

内部統制システムの整備

1) 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所としている。

<経営理念>

①.私達は、お客様を創造します。

私達は、お客様が満足する商品を提供することにより、お客様の信頼を高め、新たなお客様を創造します。

②.私達は、社会に貢献します。

私達は、あらゆる企業活動を通じて、地域社会、グローバル社会に貢献します。

③.私達は、人間性を尊重します。

私達は、一人ひとりが仕事を通じて自己実現を図り、活力に満ちた会社を作ります。

2) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを推進するために、行動規範を制定しており、社長以下役員及び使用人全員が、誓約書を提出し、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたっている。また、当社は、コンプライアンス委員会を設置するとともに、使用人等が、法令・定款に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制としてのイージーボイス制度を構築している。

イージーボイス（投書用紙のことを言う。）は、各事業所に投書箱とともに設置し、記名方式で投書する体制をとっている。

会社の損失及び危険管理に関するイージーボイスが投書された場合、コンプライアンス委員会を開催し、対応策を協議するとともに社長・取締役会へ報告し、危機管理にあたっている。

また、当社グループ各社にコンプライアンス推進体制を構築するとともに、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制をとっている。

コンプライアンス体制にかかわる運営のより一層の整備・充実（年間計画・報告等）を図るために、社長直轄のCSR推進室が中心となり、内部統制システムの整備・強化を行っている。

なお、財務報告の正確性と信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき内部統制の評価を行っている。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。

取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為（その恐れのあるもの）に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

3) 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定めており、その規程に従い文書等の保存・管理を行っている。特に、取締役の職務の執行に係わる文書及び取締役会・株主総会議事録の適切な記録と保管については、文書管理規程に従い管轄する部署が実施している。

文書管理規程に定める文書の適切な記録と情報の管理について、必要な情報保護策をとり、情報管理台帳にもとづくラベリングを実施している。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、製造を本業とすることから、コンプライアンス・環境・安全・品質リスクを専管する組織として、「コンプライアンス委員会」「環境管理委員会」「安全衛生委員会」「品質会議」等を設け、担当部門が専門的な立場からのリスク管理を行っている。

取締役会及び執行役員会においては、事業活動状況、経営環境の変化等を踏まえ、予見されるリスク等を把握・分析し、その適切な対処方法を協議している。

グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、CSR推進室とグループ会社が協力し、リスクの洗い出しを行うとともにリスクの軽減に取り組んでいる。また、意思決定手続きについて権限及びルールを規範化し、グループ全体の機能の強化を進めている。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会・執行役員会を監査役出席のもと開催し、全社的な事業目標(中期経営計画及び各年度計画)・重要事項の決定並びに業務執行にかかわる個別経営課題を審議している。

各役員の役割については、「取締役及び執行役員の担当業務」に基づき、取締役は監督機能の強化、経営機能に専念し、業務執行権限は、執行役員に委譲し、役割責任を明確にしており、執行役員の業務執行を管理監督している。

6) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社及び関連会社の経営について、自主性を尊重しつつも、半期ごとに当社の社長以下役員・監査役と子会社・関連会社役員との間で、各会社毎の事業内容等についてヒアリングを行い、企業経営の効率性・健全性の確認チェックを実施している。

また、当社の監査役が、子会社及び関連会社の非常勤監査役を兼任あるいは、当社の使用人を、子会社及び関連会社の非常勤取締役、非常勤監査役として派遣し、業務監査等を実施していたが、高まる子会社及び関連会社管理に対応するため、今後は、「関係会社管理規程」に基づき、より適切な業務監査等の実施を行う。

子会社及び関連会社に損失の危険が発生または、把握した場合は直ちに、当該会社から当社のコンプライアンス委員会へ通報が入り、当社の取締役会に報告される体制を構築している。

現在、当社のCSR推進室が中心となって、子会社及び関連会社と十分な連携を取り、「関係会社管理規程」にのっとり、グループ内のリスクマネジメントを構築している。

7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

今後、監査役補助スタッフ専任についての検討は進めていくが、当面は、CSR推進

室との密な連携により、監査役職務の業務監査補助をしていくこととする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、社内の重要な会議及びコンプライアンス委員会等に参加するとともに、稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に、その説明を求めている。

取締役及び使用人は、監査役会が定める年度監査計画に基づき、監査役による監査を受けるとともに、監査役の要請に応じて必要な報告を実施している。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した時は、直ちに法令に従い監査役に報告することとしている。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査を実効的に行うために、当社社長との連絡会、グループ会社の監査役連絡会及び会計監査人との意見交換会を定期的実施している。

今後、より監査役の監査が実効的に行われるために、CSR推進室との密な連携を図っていく。

以上